

# 無形文化遺産の防災

## —これまでの東京文化財研究所の取り組みとその位置づけ—

石 村 智

### はじめに

2011年の東日本大震災では多くの有形・無形の文化財が被災したため、それを契機として文化財の防災に対してこれまで以上に意識が高まることとなった。そのなかで注意すべきことは、これまで防災という観点からはあまり言及されることのなかった無形の文化財についても注目されるようになったことである。しかし文字通り「形のない」ものである無形の文化財を、どのように災害から守るかについての、その概念や方法論はいまだ確立されたものにはなっていない。

そうした中、東京文化財研究所の無形文化遺産部では、東日本大震災の直後の時期から無形文化遺産の防災についての調査研究を継続的におこなってきた。しかしその概念や方法論については、まさに行動しながら模索するという状況であったと言えよう。それでも、ここ数年間にわたって調査研究の蓄積を続けてきた結果、その成果は国内外において一定の評価をされるものになったということはあるだろう。

いっぽうで世界に目を転じると、ここ数年の間で無形文化遺産の防災というテーマは国際的にも重要なものとして議論されるようになってきた。例えばユネスコ無形文化遺産保護条約の政府間委員会においては、2016年の第11回会議（エチオピア・アジスアベバ）において初めて「緊急事態における無形文化遺産」が議題として取り上げられ、以降毎年にもわたって議論が続けられている。またユネスコの 카테고리 2 センターであるアジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）は2016年から「アジア太平洋地域の無形文化遺産と災害リスクマネジメントに関する研究」事業を三か年にわたって実施してきた。こうした国際的な動きの中で、東京文化財研究所がおこなってきた調査研究の成果も注目され、そこに一定の貢献を果たしてきたことも確かである。

本論では、これまで東京文化財研究所が実施してきた無形文化遺産の防災に関する調査研究の内容をふりかえり、現在の国内外の動向の中でどのように位置づけられるのかを、批判的に検討することとしたい。それによって、今後の調査研究の方向性を探り、またその概念や方法論の確立につなげていきたいと考えている。

### 1. 東京文化財研究所の調査研究

これまで東京文化財研究所では無形文化遺産部を中心に無形文化遺産の防災に関する調査研究を継続的に進めてきた。それらの事業は、2014年から開始された文化財防災ネットワーク推進事業（本

部：国立文化財機構）の一環としておこなわれたものが多いが、それ以外にも東京文化財研究所の運営交付金によるものや、地方公共団体等と共同で実施されたものもある。また必ずしも無形文化遺産の防災を中心的なテーマとして設定していないものの中にも、それに資する内容のものも少なくない。

そこでこれまでの東京文化財研究所による調査研究についてまとめると、その内容から以下の5つのテーマに大別することができる。以下、それぞれのテーマごとにその内容の概略を見てみたい。

表1 無形文化遺産の防災に係る東京文化財研究所の事業一覧

分類	事業名	実施年度	主な経費	内容	成果
被災した無形文化遺産の調査研究	岩手県大船渡市末崎町碁石五地区の調査	2012-2013	運営交付金	岩手県大船渡市末崎町碁石五地区における民俗誌的調査研究	『西館の祭りは世代を越えて』(2013) <sup>1)</sup> 『ごいし民俗誌』(2014) <sup>2)</sup>
	福島県浪江町苜宿地区の調査	2014-2017	運営交付金	福島県浪江町苜宿地区における民俗誌的調査研究	『かりやど民俗誌』(2018) <sup>3)</sup>
	宮城県牡鹿郡女川町の調査	2011-	運営交付金	宮城県牡鹿郡女川町における民俗誌的調査研究	『無形文化遺産の防災』(2017) <sup>4)</sup>
	大堀相馬焼の調査	2015-2016	文化財防災ネットワーク推進事業	福島県の工芸技術（陶芸）である大堀相馬焼の調査研究	『無形文化遺産の防災』(2017) <sup>5)</sup>
無形文化遺産の記録の作成	秩父銘仙の調査	2014-2015	文化財防災ネットワーク推進事業	埼玉県の工芸技術（染織）である秩父銘仙の調査研究	「復刻銘仙の製作と技術の伝承—分業のこれから—」 <sup>6)</sup>
	長板中形の調査	2014-2019	文化財防災ネットワーク推進事業	千葉県の工芸技術（染織）である長板中形の調査研究	『長板中形』(2019) <sup>7)</sup>
	熊谷染制作技術の調査研究	2014-2015	運営交付金	埼玉県の工芸技術（染織）である長板中形の調査研究	『無形文化遺産（伝統技術）の伝承に関する研究報告書』(2015) <sup>8)</sup>
	青花紙製作技術の調査研究	2016-2017	運営交付金	染織の原材料である青花紙の調査研究（滋賀県）	『青花紙製作技術に関する共同調査報告書』(2018) <sup>9)</sup>
	木積の藤箕製作技術の調査研究	2015-2016	文化財防災ネットワーク推進事業	千葉県の民俗技術である藤箕の製作技術の調査研究	『木積の箕をつくる』(2017) <sup>10)</sup>
	長良川鵜船製作技術の調査研究	2017	文化財防災ネットワーク推進事業	長良川の鵜飼に用いられる鵜飼船の製作技術の調査研究（岐阜県）	
	阿波晩茶の製造技術の調査研究	2018-	文化財防災ネットワーク推進事業	徳島県の民俗技術である阿波晩茶の製造技術の調査研究	
	邦楽器の修理製作技術の調査研究	2017-	運営交付金	邦楽器（三味線・琵琶など）の修理製作技術の調査研究	『伝統芸能を支える技 I~V』(2018年) <sup>11)</sup>
無形文化遺産のアーカイブス構築	311 復興支援無形文化遺産アーカイブス	2013-2015	運営交付金	被災三県を対象とした無形文化遺産に関する情報のデータベース	<a href="http://mukei311.tobunken.go.jp/">http://mukei311.tobunken.go.jp/</a>
	無形文化遺産総合データベース	2017-	文化財防災ネットワーク推進事業	全国の無形の指定文化財・未指定文化財に関する情報のデータベース	<a href="http://mukeinet.tobunken.go.jp/search">http://mukeinet.tobunken.go.jp/search</a>

情報共有・ネットワーク構築	無形文化遺産情報ネットワーク	2013-2015	運営交付金	東日本大震災の被災地における無形文化遺産の情報に関するインターネット上のネットワーク	<a href="http://mukei311.tobunken.go.jp/">http://mukei311.tobunken.go.jp/</a> 『311 復興支援 無形文化遺産情報ネットワーク報告書』(2014) <sup>12)</sup>
	無形民俗文化財研究協議会	2011-	運営交付金	無形の民俗文化財をめぐる課題についての研究会	『無形民俗文化財研究協議会報告書』 <sup>13)</sup>
	「無形文化遺産の防災」連絡協議会	2016-	文化財防災ネットワーク推進事業	全国の無形の文化財等の担当者を対象とした情報共有のための会議	『地域の文化遺産と防災』(2016) <sup>14)</sup> 『「無形文化遺産の防災」連絡会議報告書』(2019) <sup>15)</sup>
	無形文化遺産ファンサイト「いんたんじぶる」	2017-	文化財防災ネットワーク推進事業	一般市民を対象とした無形文化遺産のファンのための交流サイト	<a href="http://intangible.tobunken.go.jp/">http://intangible.tobunken.go.jp/</a>
海外における調査研究	大洋州島しょ国の文化遺産の調査研究	2014-2017	文化庁委託事業	大洋州島しょ国(フィジー・ツバル・キリバス等)の無形文化遺産を中心とした文化遺産の調査研究	『大洋州島嶼国調査報告書』(2014) <sup>16)</sup>
	ネパールの被災文化遺産保護に関する技術的支援事業	2015-	文化庁委託事業	カトマンズ盆地の伝統的集落・コカナ集落を対象とした無形文化遺産の調査研究	『ネパールにおける文化遺産被災状況調査事業 歴史的集落に関する調査報告書』(2016) <sup>17)</sup>
	アジア太平洋地域の無形文化遺産と災害リスクマネジメントに関する研究(IRCI)への協力	2016-2018	アジア太平洋無形文化遺産研究センター(IRCI)	アジア太平洋諸国(ベトナム・フィリピン・フィジー等)における無形文化遺産と防災に関する調査研究	“Preliminary Research on ICH Safeguarding and Disaster Risk Management in the Asia-Pacific Region” (2018) <sup>18)</sup>

### ●被災した無形文化遺産の調査研究

一番目の被災した無形文化遺産の調査研究では、主に東日本大震災の被災地域における無形文化遺産の調査研究が含まれる。その目的のひとつは、災害によって地域コミュニティが大きな被害を受け、彼らが担ってきた無形のわがが途絶えたり変質したりしてしまう前に、往時の様相を記録するということである。例えば2014～2017年度まで調査を実施した福島県浪江町苧宿地区は、福島第一原子力発電所の原子力災害により2017年3月まで避難指示が出されていたため、住民たちは県内外にばらばらに移住することを余儀なくされた。そのためこの地区の民俗芸能である鹿舞は、避難指示が解除されるまでの6年間の間、2回しかおこなうことが出来なかった。本調査ではこの鹿舞について、踊り方(芸態)の記録、音楽の採譜、鹿頭の図化などの記録作成をおこなった。

もうひとつの目的は、被災から復興の過程にある無形文化遺産の様相を記録することである。無形文化遺産は、時に復興に向かう地域コミュニティを力付ける役割を果たすこともある。こうした無形文化遺産の能動的な側面を記録することもまた重要である。例えば2011年から調査を実施している宮城県牡鹿郡女川町では、震災直後、住民は避難生活を余儀なくされ、竹浦地区では集落でまとまって秋田県のホテルに避難することとなった。避難生活が続いて住民に疲労が重なった中、あるときそこにあった座布団やスリッパで獅子頭をこしらえ、民俗芸能である「獅子振り」を舞ってみたところ、多くの住民がそれによって勇気付けられたという。その後避難先から戻った住民は、引き続き仮設住宅での生活を余儀なくされ、住民同士のコミュニケーションが損なわれつつあったが、春祈祷や祭礼

といった機会には皆が集落の跡地に集まって「獅子振り」が舞われることで、住民の絆を再確認するきっかけとなった。こうした復興の過程における無形文化遺産の役割を記録することもまた、無形文化遺産の防災に資することになると考える。

### ●無形文化遺産の記録の作成

二番目は無形文化遺産の記録の作成に係る調査研究である。ここでの調査の対象は、必ずしも東日本大震災をはじめとする災害に被災した無形文化遺産を対象に限るものではない。しかし潜在的に存続のリスクをかかえているものを重点的に対象に選択している。

実際に、多くの無形文化遺産は、後継者が不足したり用具・原材料の調達が難しくなったりといった、潜在的なリスクを抱えている。災害は、こうした日常的に内在しているリスクを一気に顕在化させ、加速させることが多い。こうした遺産をとりまく社会的状況も記録し、リスクを明らかにすることは、災害に備えるための有効な手段である。そして、もし災害や後継者不足などによってある無形のわがが途絶えたり変質してしまったりした時に、それを復興・再現する上で記録は貴重な手掛かりとなる。

記録の手法としては、文字による記述や写真に加え、音声や映像による記録を重視している。無形のわがは動きや音が重要な要素であることが多く、それを的確にとらえるには音声映像の記録は不可欠である。また近年は、音声映像に関連した機器が著しく進歩しているため、以前より簡便かつ安価に高精度な記録を作成することが可能となってきた。

また無形のわがを的確に記録するための音声・映像の収録方法の開発も進めている。例えば技術の映像記録作成においては、技術者と同じ目線の、肩ごしのショットを多用することで、その技術の細部にいたるまで記録することが可能となる。

しかし無形文化遺産の記録は単に「記録保存」のためだけになされるものではない。無形文化遺産は時と共に変化するものである。ある時点での無形文化遺産の様相を記録することは、その変化の過程を歴史的に把握する上で重要な資料となる。例えば2014年には千葉県在住の長板中形制作技術の保持者を対象とした調査研究を実施したが、長板中形はもともと東京の神田紺屋町がその制作の中心地であった。しかし1923年の関東大震災で被災したためその中心は中川・綾瀬川・江戸川流域に移転したが、これも1945年の東京大空襲で甚大な被害を受け、伝統的な長板中形の型紙の多くを失った。このように長板中形の歴史は災害の影響を無視しては語ることはできない。

### ●無形文化遺産のアーカイブス構築

3番目は無形文化遺産のアーカイブス構築である。東日本大震災で明らかになった課題の一つは、その被害が広範囲の地域にわたったため、被災地域にどのような無形文化遺産が所在しているかという基本的な情報すら把握することが難しかったことである。そのため、どれだけの無形文化遺産が被災したかをすみやかに把握することが困難だったのである。

無形の文化財等のうち国指定のものについては、文化庁による「国指定文化財等データベース」で参照することは可能であるが、地方公共団体（都道府県・市町村）が条例で指定したものについて

は、地方公共団体ごとにそのデータを保持しているものの、国指定のものを含めて横断的に検索することができるデータベースはこれまで構築されていなかった。

加えて、国や地方公共団体によって指定を受けていない、未指定の無形文化遺産は各地に多数存在する。それらが大規模災害によって、その存在を知られないままに消失してしまう可能性も危惧される。

もし無形文化遺産の包括的なデータベースがあれば、被災した地域にどのような遺産が存在し、どの程度の被害を受け、どのように対応すれば良いかを効率的に判断することが出来る。また被災前と被災後の遺産の様相の変化についても把握することが容易になる。

そこで本研究所では、国立研究開発法人防災科学技術研究所・全日本郷土芸能協会・儀礼文化学会と共同で、2013年度から東日本大震災の被災3県（岩手・宮城・福島）の無形文化遺産に関する情報のデータベースの構築に取り組み、2013年2月に「311復興支援無形文化遺産情報ネットワーク」として、被災地域における無形民俗文化財の所在地図および被害・復興状況のリストをインターネット上で公開、さらに2016年3月には「311復興支援無形文化遺産アーカイブス」として関連画像・動画等のインターネット公開を始めた。2017年度からはこれを発展させる形で、全国47都道府県を対象とし、国・地方公共団体指定の無形の文化財に加え、可能な限り未指定の文化財の情報も収録した「無形文化遺産総合データベース」の構築に取り組んでいる。

#### ●情報共有・ネットワーク構築

無形文化遺産の防災を達成するには多くのステークホルダー（国・地方公共団体、無形文化遺産を保持するコミュニティ、地域住民、大学・研究機関・研究者など）の協力が必要となる。そうしたステークホルダー間で情報を共有し、さらにネットワークを構築していくための事業も本研究所では進めている。

東日本大震災の後に本研究所がまず取り組んだのは、定期的で開催している「無形民俗文化財研究協議会」の場の活用である。2011年に開催された第六回協議会のテーマは「震災復興と無形文化一現地からの報告と提言」であった。その後も、協議会のテーマとして定期的に無形文化遺産の防災に関わるものを取り上げている。

また2013年には、国立研究開発法人防災科学技術研究所・全日本郷土芸能協会・儀礼文化学会と共同で「無形文化遺産情報ネットワーク」を設立し、インターネットを通じた被災地の無形文化遺産の発信を始めた。その一環で作成されたのが前述の「311復興支援無形文化遺産アーカイブス」である。

2015年度からは、地方公共団体における無形の文化財の担当者を対象に、情報交換の場としての「『無形文化遺産の防災』連絡協議会」を定期的で開催している。この協議会を通じて、各地方公共団体には地方（都道府県・市町村）指定の無形の文化財等の情報提供も呼び掛けており、そのデータは前述の「無形文化遺産総合データベース」に活用されている。

さらに2017年度からは、一般市民向けの無形文化遺産ファンサイト「いんたんじぶる」の運用も開始した。ここでは一般市民向けの情報の発信や、一般市民からの情報の投稿を受け付けている。一般市民も無形文化遺産を守るためのステークホルダーの一員と考え、彼らの参画を促す必要があると

考えているからである。

### ●海外における調査研究

本研究所の調査研究の主な対象は日本国内であるが、あわせて海外においても無形文化遺産の防災に関する調査研究をおこなっている。それは日本で蓄積された無形文化遺産に関する知見を国際協力に活用するという目的もあるが、同時に、海外における調査研究で得られた知見を国内の調査研究にフィードバックするという意味もあると考えている。

2014年度からは大洋州の島しょ国（フィジー・ツバル・キリバス等）を対象に調査研究をおこなったが、その主要なテーマは気候変動による文化遺産への影響であり、特に無形文化遺産に焦点を当てた。大洋州島しょ国は気候変動、特に海面上昇の影響に対して脆弱な地域とみなされているが、現地調査を通じて、これらの国々では気候変動に適応しようと様々な努力をしていることがわかり、とりわけ無形の文化をその適応の手段に用いようという姿勢が印象に残った。例えばフィジーでは、伝統的な栽培農耕を復興することによって持続可能な食糧生産の達成を目指したり、あるいは伝統的な航海カヌーの技術を活用することで二酸化炭素の排出を抑えた海上輸送の方法を模索したりといった試みがなされていた。

2015年度からはネパールにおける調査研究も開始したが、これは2015年4月に発生したネパール大地震で被災した文化遺産の保護にかかる国際協力事業の一環としておこなわれた。無形文化遺産に関しては、特にカトマンズ盆地のコカナ集落を対象に、そこに所在する無形文化遺産のドキュメンテーション作成事業を現地住民と共同で実施している。コカナ集落は伝統的な町並みが残され、ユネスコ世界遺産の暫定一覧表にも記載されている物件であるが、地震によって大きな被害を受け、その後の復興の過程で、伝統的な町並みと共に芸能や祭礼がおこなわれる文化的空間が失われるという危惧があったため、それらを保全しながら復興をおこなう計画を立てるために、ドキュメンテーション作成事業を進めている。

これら海外における調査研究で得られた知見は、国内の事例では得難いものも多く含まれており、無形文化遺産の防災の方法論を築いていく上で大いに参照すべきものと考えている。

## 2. 無形文化遺産の防災をめぐる国際的な動向

国際社会において無形文化遺産の防災というテーマに脚光が当たるようになったのは近年になってからのことであろう。その中でひとつのきっかけとなったのは、2015年3月に仙台で開催された第三回国連防災世界会議であろう。この会議は国連国際防災戦略事務局（UNISDR）が事務局を務め、様々な分野における議論がおこなわれたが、その中で国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」がおこなわれた。この会議のうちの多くの部分は有形の文化遺産に関する議論で占められたが、無形文化遺産に関しては元文化庁主任文化財調査官の菊池健策氏が「コミュニティーの被災と、無形の文化遺産の被災」と題した報告をおこない、特に無形の民俗文化財を例に取り上げて、被災には「見える被害と見えない被害があって、我々がより注意しなければいけないのは、見えない被害だろ

う」という提言をおこなった<sup>19)</sup>。国際的な会議において無形文化遺産の防災というテーマが提示されたという意味において、これはひとつの画期であったと言えるだろう。

この第三回国連防災世界会議を受けて、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会でも無形文化遺産の防災に関する議論がおこなわれるようになり、2016年の第11回政府間委員会（アジスアベバ）において初めて「緊急事態における無形文化遺産」が議題として取り上げられることとなった。

### ●ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会における「緊急事態における無形文化遺産」をめぐる議論

前述の通り、2016年の第11回政府間委員会の議題「緊急事態における無形文化遺産」（ITH/16/11.COM/15）においては、前年の第三回国連防災世界会議の成果について言及し、伝統的知識をはじめとする無形文化遺産が防災計画に貢献しうる可能性を強調している（第3パラグラフ）。しかし前述の第三回国連防災世界会議における菊池氏の報告内容と比較して読むと、こうした無形文化遺産が果たしうる役割への期待は、やや深読みに過ぎるきらいがあることは否定できない。ともあれ、ユネスコの政府間委員会という場において、このテーマが議論されるようになったことの意義は大きいだろう。

この議題はそれ以降の政府間委員会でこれまで毎回到わたって議論され、その中では本研究所による一連の調査研究の成果についても言及されてきた。また2019年にはユネスコ本部で専門家会議が開催され、日本からは東北大学の高倉浩樹氏が参加した。そして2019年の第14回政府間委員会（コロンビア・ボゴタ）では「緊急事態における無形文化遺産の保護のための運用指針と手順」（LHE/19/14.COM/13 ANNEX）が採択された。この文書では、無形文化遺産はそれを実践し継承するコミュニティなしには存在し得ないので、それを保護することは、その保持者の生命と幸福を保護することとは切り離せないことを強調している。

なおこの「緊急事態における無形文化遺産」における「緊急事態」とは、自然災害だけでなく、武力紛争下の状況も含まれている。日本においては武力紛争下における文化遺産の保護という課題そのものが議論される機会が少ないため、意外な感もあるが、政府間委員会の議論ではむしろこのトピックについて時間をかけて議論されていたように感じた。ユネスコの文化遺産に関する条約の中でも、「武力紛争の際の文化財の保護のための条約（ハーグ条約）」は1954年に採択された長い歴史を持ち、特にその適用が平時および非国際的武力紛争にも拡張された「第二議定書」が2004年に発効して以来、国際的には高い注目を集める課題であることが改めて確認された<sup>20)</sup>。なお日本においては、アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）が2013年度以降継続的に実施している、ポスト・コンフリクト等国等を対象とした無形文化遺産の緊急保護支援にかかる一連の事業がこれに呼応するものといえよう。

### ●アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）が実施する「アジア太平洋地域の無形文化遺産と災害リスクマネジメントに関する研究」

無形文化遺産の防災をめぐる国際的な動向においてもうひとつ注目すべき動きは、2016年度より3

か年にわたってアジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）が実施した「アジア太平洋地域の無形文化遺産と災害リスクマネジメントに関する研究」である。本研究所は、この事業の実施にあたって当初から密接に協力をおこなってきた。

この事業では、最初の2か年でアジア太平洋地域の中から数か国を選んで現地調査をおこない、各国における無形文化遺産の防災に関する取り組みを調査し、最終年度の2018年に各国の代表者を招いて事業内容を総括する「アジア太平洋の文化遺産と自然災害に関する地域ワークショップ」を実施した。そしてその成果として「無形文化遺産を災害から保護し防災に活用するための声明および提言」<sup>21)</sup>を公表した。

このうち本研究所は、最初の2か年ではベトナム・フィリピン・フィジーでの現地調査に参加し、最終年度のワークショップは共催組織として、この事業に参画した。

これらの事業に参加して感じた印象は、アジア太平洋諸国においては無形文化遺産、とりわけ伝統的知識が、防災や復興に活用できると考える傾向が強いことである。例えばフィジーの現地調査においては、地域住民はしばしば、植物の生育や動物の行動によってサイクロン等の自然災害を予測する伝統的知識について言及した。またフィリピンの現地調査においては、伝統的な資源管理法が現在の法制度の中に組み込まれて運用されている事例を見ることが出来た。こうした傾向は最終年度のワークショップでも見られ、アジア太平洋諸国からの参加者からは、伝統的知識をはじめとする無形文化遺産を防災や復興に活用することへの期待もしくは見通しが述べられることが多かった。

そうしたことを反映して「無形文化遺産を災害から保護し防災に活用するための声明および提言」では、無形文化遺産の実践が防災に有効であるという点が強調されている。具体的には、その声明において次のような言及がなされている。

- ・宗教儀礼や儀式、物語、伝承、その他地域コミュニティに根差した活動など、無形文化遺産の実践は、災害復興を含む防災に有効である。
- ・伝統的な天候や危険の予測、食物保存技術など、無形文化遺産のなかには、防災や地域のレジリエンスに極めて特別な役割を担うものがある。
- ・地域で得られる原材料を用いた伝統的な建物形態や工学技術、農耕の知識は防災および地域コミュニティのレジリエンス支援及び強化に有効である。

さらにその提言の中では、以下のような言及がなされている。

4.1. コミュニティのレジリエンスを高めることを意図した主要な防災計画は、在来の防災知識および実践の統合を見過ごしていることが多く、導入した知識や技術で置き換えている場合もある。

災害に関連する無形文化遺産の知識および実践についての地域コミュニティを基盤としたリスト作成には、地域住民、無形文化遺産および災害の両分野の外部専門家を含む多種多様な関係者の参加が必要である。これらの関係者が互いを尊重しつつ協働し、防災に資する無形文化遺産の特定に役立つ文化的知識および実践の領域を定義するとともに、生きている遺産（リビングヘリテージ）を社会的文脈のなかで理解する必要がある。

本ワークショップは主にアジア太平洋地域からの参加者によって構成されていたため、以上の声明



および提言が国際的な動向の全体を反映しているとは言えないかもしれないが、少なくともこうした声明および提言がユネスコのカテゴリー2センターを通じて国際的に発信されたことには意義があるだろう。

### 3. 無形文化遺産の防災の調査研究のこれからの展望

上で見たような、無形文化遺産の防災に関する国際的な動向をふまえつつ、本研究所がこれまでおこなってきた調査研究の位置づけをおこなってみたい。

#### ●無形文化遺産の防災への活用

まずこれまでの調査研究のうち「被災した無形文化遺産の調査研究」で示してきた、無形文化遺産が復興に向かう力になるという指摘は、無形文化遺産を防災に活用していこうという動向と呼応するものである。しかし上で見たような無形文化遺産の防災への活用の議論は、伝統的知識を用いた防災など、より積極的な活用にまで言及している。

日本における無形文化遺産の議論の中で、これまで伝統的知識については十分議論されてこなかったのは事実である。ユネスコの無形文化遺産保護条約における無形文化遺産の定義（条約第2条第2項）では、その5つの分野のひとつとして「自然及び万物に関する知識及び慣習」を挙げている。一方で日本の文化財保護法における無形の文化財等の枠組みにおいては、こうした伝統的知識は無形の民俗文化財の「風俗慣習」のなかの「社会生活（民俗知識）」の範疇に含まれるものもあるが、ユネスコの定義する分野の方が、その対象はより広範囲である。

例えば2018年にスイスとオーストリアが提案し代表一覧表に記載された「雪崩リスクマネジメント」には、必ずしも伝統的知識のみならず、雪の結晶を顕微鏡で観察するといった科学的知識も含まれている。こうした遺産がユネスコの代表一覧表に記載されたということは、「自然及び万物に関する知識及び慣習」の対象を広げるものであると同時に、無形文化遺産が防災に活用できることを具体的に示した事例であることを意味している。

日本においても、防災に関する伝統的知識がこれまで注目されてこなかったわけではない。例えば先の第三回国連防災世界会議でも言及された「津波てんでんこ」は、もともと三陸地方で伝えられてきた言葉である。また、津波が到達した範囲を示す津波記念碑や、高潮が到達した範囲を示す波除碑などは全国に残されている（例えば「津波の記憶を刻む文化遺産—寺社・石碑データベース—」（国立民族学博物館）など）。さらには災害に関係した民俗的な伝承や風習も全国に残されており、それらの研究も決して少なくない<sup>29)</sup>。しかしこうした伝統的知識は、従来の文化財保護法における無形の文化財等の範疇では、いずれも文化財として指定しにくいものが多い一方、津波記念碑などについては有形の文化財として指定されているものが多い。つまりこうした伝統的知識に関連した遺産は、文化財のカテゴリーの「エアポケット」に落ち込んでしまっているものが少なくないと言える。

今後、日本において無形文化遺産としての伝統的知識の防災への活用を検討する際には、従来の文化財のカテゴリーにとらわれない調査研究が求められるだろう。

## ●無形文化遺産の記録の作成とアーカイブス

一方で、災害から無形文化遺産を守るという意味での無形文化遺産の記録とアーカイブスという側面においては、これまでの本研究所での取り組みは国際的に見ても先進的であり、ロールモデルとして国際社会に発信していく価値があるものと評価できる。

これまでのユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会の議論を概観しても、多くの締約国において国内の無形文化遺産のインベントリの作成および更新が十分でないのが現状である<sup>23)</sup>。前述のとおり、国内の無形文化遺産の所在状況が把握されていなければ、災害が起こった時にどれだけの遺産が被災したかを把握することは困難である。つまり、無形文化遺産のアーカイブスを整備することは、無形文化遺産の防災においては最初におこなうべきもののひとつと言えよう。

無形文化遺産の記録もまた、本研究所の取り組みは国際的に見ても高い水準を保っていると考えられる。しかしながら無形文化遺産を「記録」することは、絶えず変化していく無形文化遺産の姿をある時間の一点で止め、「凍結保存」することになるのではないかという批判が試みられる可能性は否定できない。とりわけユネスコ無形文化遺産保護条約においては、無形文化遺産の「伝統」「歴史性」「オーセンティシティ」を重視するのではなく、その「伝承」や担い手である「コミュニティ」を重視する傾向にある。そのため「記録」は、その遺産の「伝統」を固定化してしまうのではないかという懸念が表明される可能性がある。

しかし前述の通り、「記録」は単に「記録保存」のためになされるものではなく、遺産を理解するための基礎的な研究のひとつとしても重要である。

ユネスコ無形文化遺産保護条約では、遺産の保護について第3条第3項で次のように記している。「保護」とは、無形文化遺産の存続を確保するための措置（認定、**記録の作成**、**研究**、保存、保護、促進、拡充、伝承（特に正規の又は正規でない教育を通じたもの）及び無形文化遺産の種々の側面の再活性化を含む。）をいう。（太字は筆者による）

ここでは遺産の保護の措置として挙げられているものの中に、「記録の作成」と「研究」が含まれている。つまり記録の作成とそれを通じた調査研究は、遺産の「保護」として条約の精神にかなったことなのである。「記録の作成」と「研究」の重要性を国際社会に発信することもまた、本研究所が果たしうる貢献のひとつと考える。

### 《注》

- 1) 『西館の祭りは世代を越えて一熊野神社式年五年大祭の記録―』西館公民館・東京文化財研究所無形文化遺産部、2013年。
- 2) 『ごいし民俗誌―岩手県大船渡市末崎町碁石五地区―』東京文化財研究所無形文化遺産部、2014年。
- 3) 『かりやど民俗誌―福島県双葉郡浪江町菟宿地区―』東京文化財研究所無形文化遺産部、2018年。
- 4) パンフレット『無形文化遺産の防災』東京文化財研究所無形文化遺産部、2018年：4-5頁。
- 5) パンフレット『無形文化遺産の防災』東京文化財研究所無形文化遺産部、2018年：10-11頁。
- 6) 「復刻銘仙の製作と技術の伝承―分業のこれから―」『きものモダニズム―須坂クラシック美術館銘仙コレクション―』公益財団法人泉屋博古館分館、2015年：138-141頁。

- 7) パンフレット『長板中形—松原伸生の技—』東京文化財研究所無形文化遺産部、2019年。
- 8) 『無形文化遺産（伝統技術）の伝承に関する研究報告書』東京文化財研究所無形文化遺産部、2015年。
- 9) 『青花紙製作技術に関する共同調査報告書—染織技術を支える草津のわざ—』東京文化財研究所無形文化遺産部、2018年。
- 10) 『木積の箕をつくる—千葉県匝瑳市木積—（映像DVD付）』東京文化財研究所無形文化遺産部、2017年。
- 11) パンフレット『伝統芸能を支える技Ⅰ～Ⅴ』東京文化財研究所無形文化遺産部、2018年。
- 12) 『311復興支援 無形文化遺産情報ネットワーク報告書 東日本大震災被災地域における無形文化遺産とその復興』東京文化財研究所無形文化遺産部、2013年。
- 13) 『第6回無形民俗文化財研究協議会報告書 震災復興と無形文化—現地からの報告と提言—』東京文化財研究所無形文化遺産部、2012年。『第7回無形民俗文化財研究協議会報告書 記憶・記録を伝承する—災害と無形の民俗文化—』東京文化財研究所無形文化遺産部、2013年。『第9回無形民俗文化財研究協議会報告書 地域アイデンティティと民俗芸能—移住・移転と無形文化遺産—』東京文化財研究所無形文化遺産部、2015年。『第11回無形民俗文化財研究協議会報告書 無形文化遺産と防災—リスクマネジメントと復興サポート—』東京文化財研究所無形文化遺産部、2017年。
- 14) パンフレット『地域の文化遺産と防災』東京文化財研究所無形文化遺産部、2016年。
- 15) 『平成29年度「無形文化遺産の防災」連絡会議報告書』東京文化財研究所無形文化遺産部、2019年。
- 16) 『大洋州島嶼国調査報告書』東京文化財研究所、2014年。
- 17) 『ネパールにおける文化遺産被災状況調査事業 歴史的集落に関する調査報告書』東京文化財研究所、2016年。
- 18) Preliminary Research on ICH Safeguarding and Disaster Risk Management in the Asia-Pacific Region. Project Report for FY 2016-2017. International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (IRCI). 2018年。
- 19) 菊池健策「コミュニティーの被災と、無形の文化遺産の被災」『第3回国連防災世界会議の枠組みにおける国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」報告書』国立文化財機構、2015年。
- 20) 高橋暁『世界遺産を平和の砦に—武力紛争から文化を守るハーグ条約—』すずさわ書店、2010年。
- 21) [https://www.irci.jp/wp\\_files/wp-content/uploads/2019/03/22\\_Annex1\\_Proceedings\\_ICH\\_Disaster-Workshop.pdf](https://www.irci.jp/wp_files/wp-content/uploads/2019/03/22_Annex1_Proceedings_ICH_Disaster-Workshop.pdf)
- 22) 例えば、畑中章宏『天災と日本人—地震・洪水・噴火の民俗学—』筑摩書房、2017年。
- 23) 二神葉子「無形文化遺産の保護に関する第13回政府間委員会の概要と課題」『無形文化遺産研究報告』第13号、東京文化財研究所、2019年：10頁参照。

## Safeguarding Intangible Cultural Heritage from Disasters: Program at the Tokyo National Research Institute for Cultural Properties and Its Significance

ISHIMURA Tomo

In recent years the question of how intangible cultural heritage may be protected from disaster is a topic of interest both in Japan and abroad. From the Great East Japan Earthquake that occurred in March 2011, the Department of Intangible Cultural Heritage at the Tokyo National Research Institute for Cultural Properties has been continuing investigation related to the safeguarding of intangible cultural heritage from disasters. The diverse topics undertaken may be categorized into the following: 1. Investigation of damaged intangible cultural heritage, 2. Compilation of records on intangible cultural heritage, 3. Construction of archives on intangible cultural heritage, 4. Sharing of information and construction of networks, and 5. Investigation overseas. In the present paper, the content of these investigations is delved into and the significance of each domestic and overseas movement is discussed critically. In addition, in comparison with international movements, investigation on the use of intangible cultural heritage (for example, traditional knowledge) for disaster risk management will be needed.